

■防災指針（具体的な取り組み）

番号	取組	災害分類						施策分類				対象エリア	実施主体	実施時期の目標					
		洪水	内水	土砂	地震	津波	高潮	情報発信	避難支援	インフラ対策	その他			短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)			
リスクの低減のための施策（ハード）	31	地域拠点公園の防災機能(避難地)の整備 (曾根臨海公園)	●	●	●	●	●					●	●		大字曾根	市	→		
		防災活動の支援拠点となる避難地として、曾根臨海公園の整備を実施する。																	
	32	民間建築物の防災機能強化	●	●		●	●						●		都市再開発方針2号地区 (小倉・黒崎地区ほか)	市	→	→	
		小倉・黒崎地区等の市街地において、浸水や地震などの災害に強い民間建築物の建替えを支援・促進することで、安全安心で魅力あるまちづくりを目指す。																	
	33	地域拠点公園の防災機能(避難地)の整備 (皇后崎公園)	●	●	●	●	●						●	●	青山二丁目ほか	市	→		
	防災活動の支援拠点となる避難地として、皇后崎公園の整備を実施する。																		
34	代替性確保や信頼性を高めるための 道路整備	●	●	●	●	●	●					●		市内全域	市	→	→	→	
	北九州市道路整備中長期計画に基づき、重要物流道路をはじめとした広域道路ネットワークの形成を推進する。また、広域的な避難路となる高規格幹線道路等へのアクセス強化を図る。																		
35	公園施設の更新	●	●	●	●	●	●					●		市内全域	市	→	→	→	
	公園は災害時に避難地などに活用されることから、公園の安全性をさらに高めるため、長寿命化計画に基づき、老朽化した公園施設の更新等を行う。																		

■防災指針（具体的な取り組み）

番号	取組	災害分類						施策分類				対象エリア	実施主体	実施時期の目標			
		洪水	内水	土砂	地震	津波	高潮	情報発信	訓練・体制	避難支援	インフラ対策			その他	短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
36	北九州市がけ地近接等危険住宅移転事業			●								●	市内全域	市	→		
	土砂災害防止法第9条による「土砂災害特別警戒区域」内、福岡県建築基準法施行条例第3条「災害危険区域」内、福岡県建築基準法施行条例第5条による「がけ条例適用区域」内にある既存不適格住宅等（危険住宅）の移転を促進するため、危険住宅の除却ならびに代替住宅の建設等に要する経費を補助する。																
37	国の補助制度を活用した居住誘導支援策の検討			●									市内全域	市	→		
	コンパクトなまちづくりを推進するため、国の補助制度を活用し、居住誘導区域外から居住誘導区域への住宅移転及び適切な移転用地の管理による経費の一部を補助する支援精度を検討する。																
38	河川情報システム強化事業	●										●	市内全域	市	→		
	河川監視カメラや水位計のリアルタイム情報を市民の早めの避難行動につなげるため、河川情報システムの充実を図る。																
39	水害リスク情報の共有（各種浸水想定区域図の作成・公表）（庁舎・病院・要配慮者利用施設への水害リスク情報の提供及び避難確保計画の策定・浸水防止対策の検討支援）	●										●	市内全域	県市	→		
	水害リスク情報の共有のため、各種浸水想定区域図（または過去の浸水実績範囲）の作成・公表や庁舎・病院・要配慮者利用施設への水害リスク情報の提供及び避難確保計画の作成・浸水防止対策の検討支援を実施する。																
40	リアルタイム防災情報の共有	●										●	市内全域	県市	→		
	リアルタイム防災情報を共有するため、水位計・量水標・河川監視カメラの設置を行う。																
41	重要水防箇所や河川巡視情報の共有・周知（重要水防箇所の共同点検・周知、河川巡視情報の共有）	●										●	市内全域	県市	→		
	重要水防箇所や河川巡視情報の共有・周知のため、重要水防箇所の共同点検、周知、河川巡視情報の共有等を実施する。																
42	自助・共助の促進に向けたソフト対策の充実（内水浸水想定区域図の拡充、出前講演等による広報）	●	●									●	公共下水道区域	市	→		
	内水浸水想定区域図の拡充を図る。市政だよりやホームページ、出前講演を通じた「豪雨への備えについて」の積極的な広報を実施する。																
43	アンダーパスの安全対策	●										●	市内全域	市	→		
	アンダーパスでの冠水による事故防止のため、アンダーパスの冠水警報装置等の梅雨時期点検を実施する。また、市民への注意喚起を実施するもの。																
44	要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進	●		●		●	●	●					土砂災害警戒区域等	市	→		
	避難確保計画の作成率を向上させるため、毎年、施設あて通知文を发出するとともに、市職員が施設へ訪問した際には、作成促進に向けた広報を行うなど、関係部局と協力して、施設管理者に対し、働きかけを強めていく。																
45	市民に対する防災知識等の普及（防災フォーラム、出前講演、みんなdeBousai人材育成事業）	●	●	●	●	●	●	●					市内全域	市	→		
	市民の防災意識の高揚や防災知識の深化を図るため、「防災フォーラム」、「出前講演」などを実施する。また、新たな地域防災の担い手を育成するため、市内大学生を対象とする「みんな de Bousai 人材育成事業」などに取り組む。																

■防災指針（具体的な取り組み）

番号	取組	災害分類						施策分類				対象エリア	実施主体	実施時期の目標			
		洪水	内水	土砂	地震	津波	高潮	情報発信	訓練・体制	避難支援	インフラ対策			その他	短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
リスクの低減のための施策（ソフト）	46	●	●	●	●	●	●						市内全域	市	→		
	<p>適時適切な避難指示等の発令</p> <p>市民に適時適切な避難指示等を発令するため、市民の避難に必要な職員を動員・配備するための計画である「災害動員計画」について、災害対応を踏まえ、毎年見直しを検討する。</p>																
	47	●	●	●	●	●	●						市内全域	市	→		
	<p>開発許可等における災害リスクの情報提供</p> <p>開発許可申請に先立ち災害リスクを確認するチェックリストを提供し、このチェックリストに基づき確認することで開発者と市が情報を共有し、災害リスクの低減につなげる。</p>																
	48	●	●	●	●	●	●						市内全域	県市	→		
	<p>防災意識の啓発（防災教育、出前講座の実施及び水防災学習の支援）</p> <p>防災意識の啓発のため、防災教育、出前講座の実施及び水防災学習の支援を実施する。</p>																
	49	●	●	●	●	●	●						市内全域	県市	→		
	<p>防災意識の啓発（防災意識啓発のための広報活動）</p> <p>自主的な避難行動を促進することを目的に、洪水・高潮・土砂崩れなどによる災害に対する自助行動啓発パンフレット等を通じて広報活動を行う。</p>																
	50	●	●	●	●	●	●						市内全域	県市	→		
	<p>住民等への防災情報の周知（防災情報サイトの周知、様々な防災情報提供ツールや情報提供媒体を活用した防災情報伝達の強化・多重化）</p> <p>住民等への防災情報の周知のため、防災情報サイトによる周知、様々な防災情報提供ツールや情報提供媒体を活用した防災情報伝達の強化・多重化を図る。</p>																
51	●						●	●				遠賀川圏域	国県市	→			
<p>土地の水災害リスク情報の充実のための施策（水防災教育の普及・充実、防災知識の普及）（水害リスク情報の周知）（避難に資するリアルタイム情報の提供）</p> <p>土地の水災害リスク情報の充実を図るため、水防災教育の普及・充実、防災知識の普及、水害リスク情報の周知、避難に資するリアルタイム情報を提供する。</p>																	
52	●							●				河川浸水想定区域	市	→			
<p>関連自治体との広域避難体制の構築</p> <p>大規模な災害の発生を想定し、国や県が主催する一・二級河川の各種協議会において、関連する自治体と連携し、流域一帯による広域避難体制の構築を検討する。</p>																	
53	●							●				市内全域	県市	→			
<p>水防体制の維持強化</p> <p>水防資機材の配備・確認を実施する。</p>																	
54	●							●				市内全域	県市	→			
<p>関係機関のホットラインの構築</p> <p>迅速かつ的確な防災体制が図れるよう、洪水時における情報提供（ホットライン）の構築を行う。</p>																	
55	●							●				市内全域	県市	→			
<p>関係機関の連携・協力体制の確保人材育成（水防訓練、連絡体制、情報共有の強化）</p> <p>関係機関が連携した水防訓練、連絡体制、情報共有の強化を実施する。</p>																	

■防災指針（具体的な取り組み）

番号	取組	災害分類						施策分類				対象エリア	実施主体	実施時期の目標			
		洪水	内水	土砂	地震	津波	高潮	情報発信	訓練・体制	避難支援	インフラ対策			その他	短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
リスクの低減のための施策（ソフト）	56	復旧・復興の迅速化 (浸水時の排水強化(排水計画立案、排水ポンプ車の配置、排水訓練の実施等))	●						●				市内全域	県	→		
		浸水時の排水強化(排水計画立案、排水ポンプ車の配置、排水訓練の実施等)															
	57	関係者と連携した早期復旧・復興の体制強化のための施策 (氾濫水の早期排水や迅速な復旧のための備え)	●						●				遠賀川圏域	国	→		
		氾濫水の早期排水や迅速な復旧のための備えを図る。															
	58	避難体制等の強化のための施策 (避難に着目したタイムライン(行動計画)の確立) (効率的かつ的確な水防活動や施設操作の実施)	●						●	●			遠賀川圏域	国 県市	→		
		避難体制等の強化のため、避難に着目したタイムライン(行動計画)の確立・効率的かつ的確な水防活動や施設操作を実施する。															
	59	農業用ため池の有効活用 (水位調整)	●						●				市内全域	市	→		
		農業用ため池が有する洪水調節機能を高めるため、必要ながけ用水量を考慮し水位を下げる『低水位管理』や降雨前にあらかじめ水位を低下させる『事前放流』を実施し、ため池の決壊や下流域の洪水リスクの低減を図る。															
	60	土砂災害警戒区域を主とした 地籍調査事業			●				●			●	市内全域	市	→		
		災害時の復旧等早期の対応が求められる土砂災害警戒区域を主に調査地区を選定し、地籍調査を実施する。															
61	災害時の自転車活用					●		●				市内全域	市	→			
	危機管理体制の強化や、避難行動への活用等、災害時における自転車の活用を推進する。																
62	石油コンビナート等における耐災害性の向上 (防災訓練)					●		●				小倉北区末広二丁目ほか	市	→			
	北九州地区及び白島地区石油コンビナート等特別防災区域における火災や地震等の災害発生を想定し、福岡県、北九州府、防災関係機関及び特定事業所が連携し、総合的な防災訓練を実施する。																
63	地域における自主防災体制の整備	●	●	●	●	●		●				市内全域	市	→			
	地域防災力の育成及び活性化を図るため、小学校区単位で「地区 Bousai 会議」を設置し、「地区防災計画」を作成する「みんな de Bousai まちづくり推進事業」と小規模単位(マンション、町内会)を対象に地域での主体的な防災活動を促進し、より地域の実情に合った計画を策定する「SDGs防災サポート」を推進する。																
64	各種ハザードマップを活用した 住民参加型災害図上訓練(DIG)の実施	●	●	●	●	●		●				市内全域	市	→			
	住民参加型災害図上訓練「DIG」とは、Disaster(災害)、Imagination(想像力)、Game(ゲーム)の頭文字をとって名付けられた訓練で「ディグ」と呼んでいる。大きな地図に、ペンや付箋などを使い、参加者自身が直接地図に書き込むことで、自宅や職場の周りに潜む災害の危険性を「見える化」し、地震や風水害、火災など生活の安全を脅かす災害への備えを考えることができる訓練である。																
65	各種災害に対する警戒避難体制の整備	●	●	●	●	●		●				市内全域	市	→			
	市民の防災意識の高揚を図るため、土砂災害、洪水害、高潮、津波ハザードマップを活用した防災訓練を実施する。																

■防災指針（具体的な取り組み）

番号	取組	災害分類						施策分類				対象エリア	実施主体	実施時期の目標			
		洪水	内水	土砂	地震	津波	高潮	情報発信	訓練・体制	避難支援	インフラ対策			その他	短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
リスクの低減のための施策（ソフト）	66	必要物資等の備蓄・調達・配送体制の整備 大規模災害が発生した際、被災者への物資支援を迅速かつ円滑に行うため、内閣府が構築した「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用し、備蓄の在庫管理や支援物資の配送体制の効率化を図る。	●	●	●	●	●	●					・市内全域	市	→		
	67	各種防災訓練の実施 土砂災害、洪水害、地震等、近年の災害事例や各区の災害特性に応じた訓練を継続して実施する。	●	●	●	●	●	●					・市内全域	市	→		
	68	被災者台帳の作成 大規模災害により被災者を効率的に支援するため、全庁的にシステムで共有できる被災者台帳を作成する。	●	●	●	●	●	●					・市内全域	市	→		
	69	職員に対する防災知識等の普及 eラーニングを利用した職員向け防災研修の実施等により、職員の防災に関する知識や意識の向上を図り、近年の激甚化する気象災害や将来発生しうる地震等の災害対応に備える。	●	●	●	●	●	●					・市内全域	市	→		
	70	防災資機材の整備 災害時に、市民の生命、身体及び財産を守るため、応急対策用資機材等の適切な維持・管理を行う。	●	●	●	●	●	●					・市内全域	市	→		
	71	業務継続体制の確保 災害が発生した際に優先する業務について、各所属において定期的に確認することで業務継続体制を確保する。	●	●	●	●	●	●					・市内全域	市	→		
	72	被害状況の収集・伝達体制の構築 災害による被害や避難者を管理するシステムの適切な維持管理を行うとともに、システム操作の習熟を図るため、訓練を毎年実施する。	●	●	●	●	●	●					・市内全域	市	→		
	73	災害広報体制の整備 避難指示等の防災情報を迅速かつ確実に伝達するため、携帯電話の緊急速報メールをはじめ、テレビ、ラジオ、X(旧Twitter)、LINE、防災アプリなど情報伝達手段の多重化を図る。	●	●	●	●	●	●					・市内全域	市	→		
	74	風水害タイムラインの運用 市職員を動員・配備するための「防災指令」や、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に住民等に避難行動を促すための「避難情報」の発令に着目したタイムライン（防災行動計画）の見直しを適宜図る。	●	●	●	●	●	●					・市内全域	市	→		
75	エネルギーの確保体制の構築 災害時の避難所等における熱源等を確保するため、エネルギー供給に関連する団体と協定を締結するとともに、災害時における連絡体制の強化及び防災訓練等を実施する。	●	●	●	●	●	●					・市内全域	市	→			

■防災指針（具体的な取り組み）

番号	取組	災害分類						施策分類				対象エリア	実施主体	実施時期の目標			
		洪水	内水	土砂	地震	津波	高潮	情報発信	訓練・体制	避難支援	インフラ対策			その他	短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)
リスクの低減のための施策（ソフト）	76	被害認定調査体制の整備		●	●	●	●	●	●				市内全域	市	→		
		災害時に、被災者が適切かつ円滑な支援を受けるために重要な役割を果たす被害認定調査の研修を継続的に実施し、職員の育成とスキルアップを図る。															
	77	ボランティア関係団体との連携強化		●	●	●	●	●	●				市内全域	市	→		
		大規模災害発生時における被災者への支援を行うため、平常時から、災害ボランティアセンターの連携を行うと共に、設置・運営等の訓練を実施する。															
	78	市民相談・問い合わせ対応体制の整備		●	●	●	●	●	●				市内全域	市	→		
		被災者の不安の早期解消や迅速な支援を実施するため、必要に応じて総合相談窓口や避難所等での臨時相談窓口などを設置する。															
	79	緊急輸送道路ネットワーク及び道路啓開に関する関係機関との情報共有・連絡体制の確認		●	●	●	●	●	●				市内全域	市	→		
		災害時の救助活動や物資輸送を円滑かつ確実に行うため、関係機関との連絡体制を確認するもの。															
	80	風水害等防災シミュレーション訓練		●	●	●	●	●	●				市内全域	市	→		
	災害が発生したときの状況を模擬的に体験しながら、実際の災害時に市の災害対応の窓口となる各関係部局の連携強化を図るとともに、迅速かつ適切な対応能力を身につけることを目的とするもの。																
81	建設関係の業界団体との協力体制の確認		●	●	●	●	●	●				市内全域	市	→			
	大規模災害時等に公共施設が被災又はその恐れがある場合に建設業者等の協力を得るため、予め協力内容、手順等を取り決めた協定を締結するもの。																
82	防災拠点における非常用電源の確保		●	●	●	●	●	●				市内全域	市	→			
	災害による停電に備え、防災拠点となる区役所などの庁舎機能において72時間運転可能な電源（非常用発電機）を確保する。																
83	関係機関の連携・協力体制の確保人材育成（自主防災組織・水防団・防災リーダーの育成、河川協力団体との連携）		●	●	●	●	●	●				市内全域	県市	→			
	自主防災組織・水防団・防災リーダーの育成、河川協力団体との連携を図る。																
84	避難行動に繋がる計画立案及び訓練実施（水害リスクの高い地域での住民との共同点検・避難訓練の実施）		●	●	●	●	●	●				市内全域	県市	→			
	タイムライン等に基づく実践的な避難体制の構築及び避難訓練の実施、水害リスクの高い地域での住民との共同点検・避難訓練の実施する。																
85	市民防災会の活動支援（自主防災活動の推進）		●	●	●	●	●	●				市内全域	市	→			
	地域防災力の向上を目的に、市民防災会に対して防火・防災講話や訓練指導等を行う。また、地域の防災リーダーの育成を目的として、平成30年度から実施している防災リーダー研修も継続して行う。																

■防災指針（具体的な取り組み）

番号	取組	災害分類						施策分類				対象エリア	実施主体	実施時期の目標			
		洪水	内水	土砂	地震	津波	高潮	情報発信	訓練・体制	避難支援	インフラ対策			その他	短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
リスクの低減のための施策（ソフト）	86	企業の業務継続体制の確保	●	●	●	●	●	●	●				市内全域	市	→		
		関係団体等と連携し、企業が主体的に取組む講習会や訓練等の機会を捉え、企業における事業継続性の確保に努める。また、中小企業支援機関等と連携し、「北九州市版BCP事業継続力強化計画策定支援マニュアル」等を活用して、災害時における市内中小企業の事業継続性の確保に努める。															
	87	避難所の整備・運営等（HUG、実動型避難所運営訓練の実施）	●	●	●	●	●	●	●	●			市内全域	市	→		
		避難所運営ゲーム「HUG」とは、Hinanzyo（避難所）Unei（運営）Game（ゲーム）の頭文字をとって名付けられた訓練で「ハグ」と呼んでいる。模擬訓練として、参加者が避難所の運営担当者となり、避難所で起こる様々な出来事を、カードを使って模擬体験することで、避難所の運営について理解を深めている。															
88	要配慮者支援体制の整備	●	●	●	●	●	●	●	●			市内全域	市	→			
	災害発生時に自力避難が困難な高齢者・障害者を事前に把握し、平時から避難行動要支援者名簿を地域に提供することにより、災害時において自助・共助による避難支援の仕組みづくりを促進する。また、具体的な避難計画である個別避難計画の作成に努める。																
89	避難所の防災機能強化	●	●	●	●	●	●	●	●			市内全域	市	→			
	避難所において、乳幼児・高齢者・女性等へ配慮した生活必需品の拡充を行うとともに、健康被害を避けるための資器材や備蓄品の更新整備を推進する。																